

## 「アンテナショップ」に係る取扱商品募集要領

静岡県商工会連合会

### 1. 趣旨

本会では、平成27年度「地域力活用市場獲得等支援事業 営業支援拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」（補助事業）の採択を受け、静岡市の中心市街に販売・飲食スペースを兼ねたアンテナショップ（以下「店舗」という。）を開設します。

本事業では、県下商工会地域の中小企業・小規模事業者が経営革新等で開発した地域産品等の販路開拓・PR支援することを目的に、物品販売の他に、事業者自らが試食販売や情報発信を行なう「催事販売」の機会を設け、直接消費者にPRする機会を提供します。

本店舗にて取り扱う商品及び催事販売を実施する事業所を募集します。

### 2. 店舗の事業概要について

店舗名	AREMOしずおか COREMOしずおか（仮称）
所在地	静岡県静岡市葵区紺屋町1-10
開設期間	平成27年9月1日～平成28年2月29日まで
営業時間	1階（物販）10：00～19：00 2階（飲食）11：30～14：30、17：30～21：30
取引条件	原則、消化仕入による委託販売
商品選定	別に設置する運営委員会に置いて審査の上、出品の可否を決定
取扱商品	本県特産品としてふさわしい食品、非食品等

### 3. 出品募集要件

#### （1）対象企業

関係法令に適合している、本会が認めた以下に該当する企業とする。

- ①商工会及び本会が支援する中小・小規模事業者
- ②本会の協力機関等が支援する中小・小規模事業者

#### （2）対象商品

上記企業が、自社で開発、製造又は販売をしている商品（食品（飲料含む）、非食品）で、以下に該当する「本県特産品としてふさわしい商品」とする。

1	県内で製造あるいは生産された商品であること。ただし、県外で製造されたものについては、次の基準による。 ア) 主たる原材料が県内産のもの。 イ) 商品の付加価値が素材・原料に由来する商品については、主たる素材・原料は県内産のものに限る。
2	継続して供給することができるものであること。

	※季節商品は別途相談に応じます。
3	食品は、納品から7日以上賞味期限または消費期限であること。但し、賞味期限が7日未満のもので出品をご希望される場合は、別途相談に応じます。
4	関係法令に適合しており、製造物責任法（PL法）に対応した保険に加入していること。

※下記に該当する商品については、出品できません。

- ・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのある商品。
- ・ナショナルブランド（大規模小売店等で全国的に販売されている）商品。
- ・高額商品（1品10,000円以上のものは、個別にご相談させていただきます）
- ・商品サイズが著しく大きい商品。
- ・輸送時に破損しやすい商品。

### 3. 商品の選定

応募いただいた商品については、本事業の「運営推進委員会（以下「委員会」という。）」にて審査・選定し、各事業者にご連絡致します。

### 4. 取引条件等

#### (1) 仕入形態

原則、委託販売とします。（商品によっては買い取りする場合があります）

#### (2) 販売手数料

原則、売上の10～20%（税抜売上高×販売手数料×1.08）とします。

#### (3) 搬送費

商品の納品や返品に係る搬送費は、出品者負担とします。

#### (4) 売上金の送金

原則、月末締め翌月末日支払いとする。

売上金は、諸経費（販売手数料・振込手数料等）を差し引いた後、事業者ごとに指定の口座へお振込致します。

#### (5) 試供品の提供

来店者への試食・試飲可能な試供品の提供にご協力をお願いします。

#### (6) 値下げ、在庫の処理

①賞味・消費期限が迫ったものは、在庫の数量に関わらず、店舗責任者が出品者に確認し、双方の協議により決定した価格で値下げ販売または試食用として処理します。

②賞味・消費期限切れの商品は、特に出品者の指示がない限り店舗で適時処分します。※出品者の依頼で返送する場合の送料は出品者負担とします。

#### (7) 食品表示等

食品に係る表示や内容量については、出品者の責任において「曖昧な表示」「誇大な表示」「薬事法に抵触する表示」は行わず、「原産国表示」「製造年月日」「賞味期限」「消費期限」「アレルギー起因物質表示」及び関連する適正な表示をお願いします。

## (8) 販売価格

商品の販売価格は、地元販売価格での上代設定を原則とし、期間中での値上げ、容量減等をご遠慮ください。

## (9) その他、出品者の負担

商品の品質等の不具合等の出品者の責に起因する事由により、消費者や本会に損害を与えた場合は、当該損害額に相当する費用は出品者が負担するものとします。

## (10) 酒類等

申請手続き、条件などが異なりますので、お申込みいただいた後、別途ご相談させていただきます。

## 5. 出品の取り消し等

次に掲げる事由に該当する場合には、出品を取り消す場合がございます。

- ①本記載事項に違反した場合。
- ②円滑な受注・納品がなされず、欠品などにより店舗に対して損害を与えた場合。
- ③偽表示や出品者のミスによる食品混入物の発生、社会的なモラルに反する行為等で事業者が営業停止などの行政処分を受けた場合。
- ④申請と異なる商品を納品された場合。
- ⑤販売実績が芳しくない等、店舗の来店者のニーズにそぐわない商品等と委員会が判断した場合。

上記の事由により出品取り消しとなった場合は、速やかに商品を撤収します。

この場合、出品者は本会に対して損害賠償、その他の請求を行うことはできません。また、撤収、廃棄などに係る経費が発生した場合は、出品者が負担するものとします。

## 6. 応募手続き

本募集要項の内容を了解したうえで、以下によりご応募下さい。

(1) 申込書類：別紙「応募申請書」

(2) 申込期限：平成27年7月16日（木）

(3) 申込先・申込方法：

商工会等を経由して、静岡県商工会連合会（産業振興課）宛（j-sinkou@ssr.or.jp）にメールにて応募してください。

【参考】商品の応募から出店・納品までの流れ

募集⇒出品申込⇒審査・選定⇒出展決定通知⇒出品登録手続き⇒初回納品依頼⇒納品

※取扱いの可否については、順次審査を行っていきます。

出品決定後、担当者より直接事業者ご連絡し、手続きを進めていただきます。

## 7. 催事販売について

本店舗への出品者を対象に、事業者自らが試食販売や情報発信を行ない、消費者に対し直接PRする機会です。本企画は、企画内容・参加企業等を別途消費者にPRします。

別途お申し込みが必要となります。

(1) 出展日数：原則、3日間とします。

※別添「出展カレンダー」にてご確認ください。

(2) 実施場所・時間等

①1階「試食販売コーナー（店頭）」

利用時間：10：00～19：00

②2階「イベント開催（飲食コーナー）」

利用時間：15：00～16：00

③その他、企画内容については、別途相談に応じます。

(3) 出展費用：通常の売上手数料のみ

(4) 出展条件：①出品者自らが店頭販売すること。

②企画内容は、事前に本会に申請・承諾を得ること。

③商品及び販売方法は、事前に本会に申請・承諾を得ること。

(5) 出展の可否

応募いただいた企画については、本事業の「運営推進委員会（以下「委員会」という。）」にて審査・選定し、各事業者にご連絡致します。